

利用したい制度と相談窓口

成年後見制度を利用しましょう

知的障がいや精神障がいなどによって判断能力が十分でない人を助ける制度として「成年後見制度」があります。信頼できる後見人などが、預貯金など財産の管理やさまざまな契約などを本人に代わって判断して、経済的虐待や悪質商法から障がいのある人を守ってくれます。虐待する養護者が反対した場合も、必要に応じて市区町村長の判断で利用をはじめめることもできます。



虐待についてのご相談は…



市町村障害者虐待防止センターへ

虐待についての通報や届け出、支援などのご相談は、「市町村障害者虐待防止センター」までお寄せください。障がいのある人への虐待をなくすために、みなさんのご協力をお願いいたします。

こんな支援が行われています

相談窓口	障がいのある人への虐待に関する相談は、24時間・365日いつでもできます。	保護体制	緊急な保護が必要ときに、障がいのある人を受け入れる支援をします。
家庭訪問	虐待や虐待のおそれのある家庭に、相談支援専門員が訪問して支援をします。	カウンセリング	虐待された人や虐待した人が、専門家によるカウンセリングを受けられます。

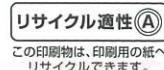
養護者による虐待の通報・届出窓口：

倉敷地域基幹相談支援センター

電話：086-486-3500 FAX：086-486-3501



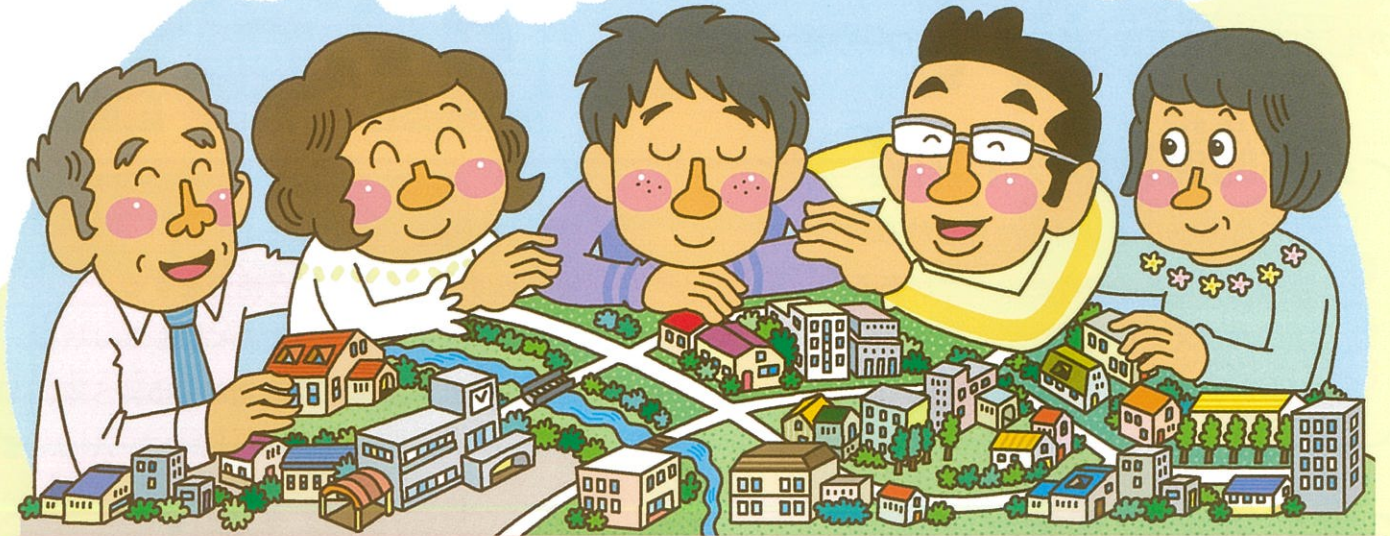
ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。



禁無断転載©東京法規出版
SG030150-R21

障がいのある人への

虐待をなくすために



みんなで見守って助け合いましょう

障がいのあるなしにかかわらず、自分の人格や個性が尊重された多様な生きかたをすることは、誰もがもっているあたりまえの権利です。

障がいのある人への虐待は、そんなあたりまえの権利をおびやかす絶対にあってはならないことですが、なかなかなくなる現実もあります。おたがいの違いを認め合ってつくる共生社会の実現のために、みんなで協力して障がいのある人を虐待から守りましょう。



障害者虐待防止法のことを

みなさん知っていますか …… 2

障がいのある人が虐待される

こんな事例がなくなりません …… 3

暴力だけではありません

こんなことが虐待になります …… 4

周囲の人に気づいてほしい

虐待されている人のサイン …… 5

虐待を見逃さないで

発見したら通報しましょう …… 6

虐待される人と虐待する人

どちらにも支援が必要です …… 7

利用したい制度と相談窓口

裏表紙

障害者虐待防止法のことを みなさん知っていますか

障害者虐待防止法ってどんな法律？

正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といい、虐待によって障がいのある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐための法律です。障がいのある人が安心して暮らし、社会参加もできるように、みんなで協力して虐待の防止に取り組みましょう。



この法律で守られる障がいのある人

障害者虐待防止法では、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある人や、そのほかに心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となります。18歳未満の人や障害者手帳をもっていない人も対象となります。

この法律による虐待の種類は？

障害者虐待防止法では、障がいのある人への虐待を次の3種類に分けています。

養護者による 障害者虐待

障がいのある人の生活の世話や金銭管理などを行っている家族や親族、同居人による虐待のことです。



障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。



使用者による 障害者虐待

障がいのある人を雇って働かせている事業主や上司などによる虐待のことです。



障がいのある人が虐待される こんな事例がなくなります

養護者による虐待事例

妻の世話が滞りがちに…

Aさん(50歳・男性)は、身体障がいがあり寝たきりに近い状態です。妻がこまめに世話をしていましたが、最近はほとんど世話をしなくなり、食事や着替えもままなりません。でも、Aさんは「迷惑をかけているのだから」と自分を責めて我慢しています。



障がい者本人に虐待されているという認識がない場合もあります。



障がい者だけでなく養護者も精神的に追い込まれている場合があります。

介護に疲れた息子が暴力を…

身体障がいと知的障がいのあるBさん(65歳・女性)は、息子とふたり暮らしです。息子が仕事でいない昼間にBさんがしてしまつ失敗が繰り返されるようになると、介護に疲れた息子の叱責の口調が荒くなり、やがて手を上げるようにもなりました。

障害者福祉施設従事者等による虐待事例

部屋から出してもらえない…

知的障がいのあるCさん(30歳・女性)は、障害者支援施設に入居しています。施設の職員のひとり、Cさんが障がいの影響でちょっとした問題行動を起こしただけで、むりやり部屋に閉じ込め鍵をかけてしまいます。Cさんはその職員に恐怖を感じています。



市区町村から報告を受け都道府県から指導や措置が行われる場合もあります。

使用者による虐待事例

上司の行きすぎた指導で…

知的障がいのあるDさん(25歳・男性)は、工場で働きはじめました。工場の上司はDさんの障がいをからかい、ミスをすれば指導と称してひどい暴力をふるいました。周囲も見ても見ぬふりで助けてはくれず、Dさんは心身ともに衰弱して仕事をやめました。



市区町村から報告を受け労働局から指導や措置が行われる場合もあります。

暴力だけではありません こんなことが虐待になります

身体的虐待

障がいのある人の体に暴力を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

たとえば…

- 平手打ちにする
- 殴る
- 蹴る
- つねる
- 縛りつける
- 閉じ込める
- 不要な薬を飲ませる など



性的虐待

障がいのある人に無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。

たとえば…

- 性交
- 性器への接触
- 裸にする
- キスをする
- わいせつな話をする、映像を見せる など



心理的虐待

障がいのある人を侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

たとえば…

- 怒鳴る
- ののしる
- 悪口を言う
- 仲間に入れない
- 子どもあつかいする
- わざと無視する など



放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話をほとんどせず、障がいのある人の心身を衰弱させること。

たとえば…

- 十分な食事を与えない
- 不潔な住環境で生活させる
- 必要な医療や福祉サービスを受けさせない など



経済的虐待

同意なく障がいのある人の財産や年金、賃金などを使うこと。また正当な理由なくお金を与えないこと。

たとえば…

- 年金や賃金を渡さない
- 勝手に財産や預貯金を使う
- 日常生活に必要な金銭を与えない など



周囲の人に気づいてほしい 虐待されている人のサイン

虐待を早期に発見するには、小さなサインを見逃さないことが大切です。近所の住民や障害福祉関係者、医療関係者、警察など地域のみんで協力し、日ごろから障がいのある人の生活環境を注意深く見守るネットワークをつくりましょう。



身体的虐待のサイン

- 体に傷やあざがしばしば見られる。
- 体のあちこちにやけどのあとがある。
- 急におびえたり、こわがったりする。
- 傷などの説明のつじつまが合わない。
- 施設や職場へ行きたがらない。
- 手をあげると頭をかばう格好をする。
- 自分で自分の頭などをたたく。
- 周囲の人に相談するのをためらう。

性的虐待のサイン

- 肛門や性器に出血や傷がある。
- 性器の痛み、かゆみを訴える。
- 急におびえたり、こわがったりする。
- 卑猥な言葉を発する。
- ひとりで部屋にいたがる。
- 性器を自分でよくいじる。
- 周囲の人に相談するのをためらう。

心理的虐待のサイン

- 精神的に不安定でパニックを起こす。
- 攻撃的な態度が見られる。
- 体を小さく縮める。
- 摂食障害(過食や拒食)が見られる。
- 自分で自分の体を傷つける。
- 無気力でなげやりな様子になる。
- 表情がなくなる。

放棄・放任(ネグレクト)のサイン

- 体から異臭がするほど汚れている。
- 部屋が散らかりごみを放置している。
- ずっと同じ服を着ている。
- いつもひどい空腹を訴えている。
- 学校や職場に出てこない。
- 病気やけがをして受診をすすめても、家族がそれを拒否する。

経済的虐待のサイン

- 収入があるのに身なりが貧しい。
- 資産と生活状況との落差が激しい。
- お金を使っている様子が見られない。
- 自由に使えるお金を持っていない。
- 生活費などの支払いができない。
- 自分のお金がどのように管理されているのか本人が知らない。

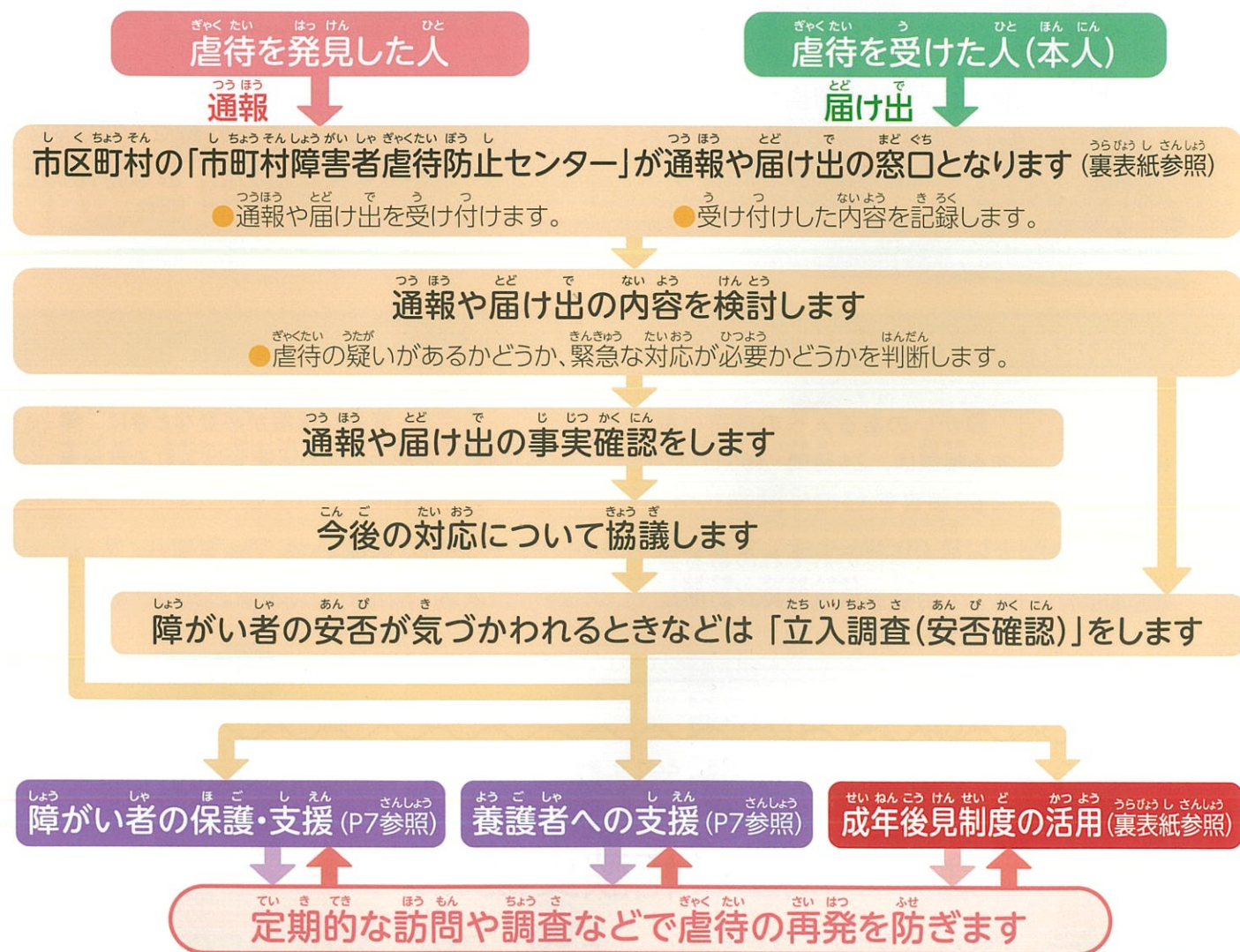
※複数の項目に当てはまる場合は、虐待の疑いがそれだけ高いと判断できます。また、これらはあくまで例なので、似たようなサインにも注意深く目を向ける必要があります。

虐待を見逃さないで 発見したら通報しましょう

「虐待かもしれない」と思ったら、すみやかに市区町村の担当窓口へ通報してください。虐待をなくすためには、みんなの協力が不可欠です。地域ぐるみの見守りが、虐待されている人だけでなく、虐待している家族などがかかえる問題の解決にもつながります。



虐待の通報と対応の流れ (養護者による虐待の場合)



通報や届け出をした人の情報は守られます!

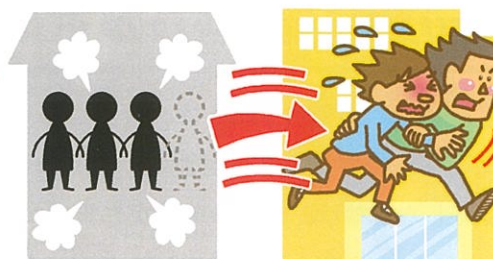
虐待の通報をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、市区町村の職員には守秘義務が課せられています。また、匿名による通報でも通報内容は受け付けてもらえます。

虐待される人と虐待する人 どちらにも支援が必要です

まず「虐待されている人」のために

障がいのある人の保護

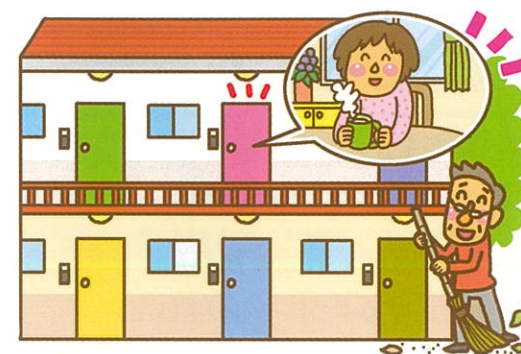
命などにかかわる緊急事態に対しては、安全確保のために虐待されている障がいのある人を施設などに保護し、虐待している家族など養護者から一時的に引き離します(養護者との分離)。



障がいのある人への支援

障がいのある人を養護者から保護する必要がない場合でも、次のような支援が行われます。

- 居住の場の確保や就業などの支援
- 適切な障がい福祉サービスなどの利用支援
- 医療機関の受診や専門医の紹介などの支援



「虐待してしまう人」のためにも

養護者への支援

家族など養護者の虐待は、虐待している自覚がなかったり、心ならずも虐待にいたりしていることがあります。介護疲れや障がいの知識不足、家族の人間関係、養護者自身の問題など要因はさまざまですが、養護者を含む家族全体を適切に支援することが根本的な虐待防止につながります。



養護者に対するサポート例

- 障がい福祉のサービスなどの利用で、養護者の心身の介護負担を減らす。
- 専門家の助言や指導によって、障がいへの正確な知識や情報などを提供する。
- カウンセリングや家族会などへの参加で精神的におつ追いつめられた養護者をいやし、家族関係の回復につなげる。
- 病気や経済的問題など養護者自身の問題がある場合は、それぞれの専門機関から適切な支援を行う。